

大竹市公立保育所等再編基本方針(素案)

～「子育てしてみたいまち おおたけ」をめざして～



平成30年3月

大竹市健康福祉部福祉課

目次

1	大竹市公立保育所等再編基本方針の策定にあたって	1
2	再編が目指す方向性と各種計画との整理	2
	(1) 公立保育所等の再編の方向性	2
	(2) 子ども・子育て支援事業計画が目指す方向性	3
	(3) わがまちプランが目指す方向性	3
	(4) 計画の推進に向けた課題	4
3	実現したい再編の全体像（グランドデザイン）	7
	(1) 施設再編に当たっての指針	7
	(2) 具体的な再編内容	7
	(3) その他の施設の方向性	10
4	施設の再編の進め方	13
	(1) 保育所の再編に係るスケジュール（案）	13
	(2) 再編に当たって考慮すべきこと	14
5	おわりに	17

1 大竹市公立保育所等再編基本方針の策定にあたって

本市では、平成27年5月に「大竹市公立保育所等の今後のあり方」（以下「今後のあり方」といいます。）を策定しました。これは、保育所をはじめとする全ての児童福祉施設の民営化・統廃合を軸として、平成15年4月に策定された「児童福祉施設再編の基本方針」及び「公立児童福祉施設の民営化について」を見直し、公立保育所の一定規模の機能・役割を維持しつつ再編・施設整備を進めることで、本市の保育所及び子育て支援施設の充実を図ろうとするものです。

「今後のあり方」においては、本市の公立保育所を取り巻く現状と課題を踏まえ、「関係機関との幅広い連携」や「災害時における避難場所」、「子育てセーフティネット」などの機能・役割（強み）を持つ公立保育所を一定数維持しながら、その機能のさらなる充実を図るため、施設の効率化や、多様な保育ニーズに対応可能な施設等の改善・多機能化、駐車スペースの確保などの周辺環境への配慮などを今後の再編の方向性に掲げるとともに、これらの方向性を具体化した施設の再編・整備計画（以下「整備計画」といいます。）を策定することとしています。

今回定める「大竹市公立保育所等再編基本方針」（以下「基本方針」といいます。）は、整備計画を策定するための基礎となる方針です。

2 再編が目指す方向性と各種計画との整理

(1) 公立保育所等の再編の方向性

「今後のあり方」において示された今後の再編・施設整備の方向性は、主に次の3点です。

① 施設の効率化

少子化が確実に進行する一方で、国の施策等による女性の就労促進などを背景として保育所などへの入所を希望する家庭は増加傾向にあることを踏まえ、保育需要の見込み、保育サービスの内容、保護者の利便性、地域性、民間保育所の配置状況、本市の正規職員数と臨時職員数のバランスなどを総合的に勘案し、効果的・効率的な保育所運営が可能となるよう、公立保育所の適切な配置を行います。

② 施設等の改善及び多機能化

保育所施設は、老朽化が進行していることに加え、乳児専用の居室やほふく室などの整備、障害児保育のためのバリアフリー対応、給食調理室のウェットシステムからドライシステムへの変更¹など、構造や設備の面も多くの課題があることから、これらの課題の改善を図ります。併せて、本市における子育て支援の基幹施設として、延長保育や休日保育などの保育ニーズへの対応や、個々の子育て家庭に応じたきめ細やかな子育てサービスの提供が可能となるよう、施設の多機能化を図ります。

③ 周辺環境への配慮

現在の保育所はいずれも住宅密集地にあり、また、駐車スペースが不足することで、送迎時の車による周辺道路の混雑や事故発生リスクが大きな課題となっていることから、施設整備にあたっては、周辺住民の生活環境に配慮します。

¹ ドライシステムとは、床に水を流さずに乾いた状態で調理や洗浄作業を行う方式のことで、「床からの跳ね水による二次汚染の防止」「細菌カビの増殖の防止（ウェットタイプの床では濡れた床面の湿度が高く、細菌やカビの増殖が多くなるため）」「長靴から短靴、重いゴム製のエプロンから軽い布製などのエプロンに変更による調理従事者の労働環境の改善」などの利点があり、厚生労働省が作成した「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）においても「ドライシステム化を積極的に図ることが望ましい」としている。

(2) 子ども・子育て支援事業計画が目指す方向性

平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行され、本市では子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「大竹市子ども・子育て支援事業計画」（以下「子育て計画」といいます。）を策定しました。

子育て計画では、目指す市の将来像を「子育てしてみたいまち おおたけ」とし、子育てに関する様々な支援や、仕事と家庭生活との両立支援、安心・安全に遊び、学ぶことができる場づくりなど、将来の大竹を担う子どもたちが、大竹を愛する心を育みながら、のびのびと育てることのできる環境を総合的に整備していくこととしています。

特に、保育所や子育て関連施設などの施設整備や保育・子育てに関するサービスに係る方向性については、主に次のような取組みを進めることとしています。

- 児童数の減少に応じた保育所（園）の効率的かつ適正な運営の実現
- 安全、快適でゆとりのある保育環境を提供するための保育施設の整備・改修
- 保護者のニーズに合った多様な保育サービスの充実
- 保育所の方針にあわせた子育て支援センターの適正な規模の配置
- 遊具などのある屋内施設など親子が遊びを通して交流できる場の整備
- 子どもたちの成長段階に応じた保護者の相談・情報提供・交流の場の整備
- 幼児教育・保育の推進及び幼保連携型認定こども園の整備についての研究

(3) わがまちプランが目指す方向性

第五次大竹市総合計画（わがまちプラン）の後期基本計画（計画期間：平成28年度～平成32年度）では、「安心できるまち」の実現に向けて「児童福祉の充実」を進める上での基本方針として、「少子化や核家族化の進行、家族形態の多様化、女性の社会参画の増加などによる保育ニーズの変化に対し、乳児保育・延長保育など保育内容を充実するとともに、公立保育所などの適切な配置を検討」することを掲げています。

具体的な取組みとしては、延長保育事業の拡充や休日保育事業の実施などの通常保育以外の保育サービスの充実や、子育て計画に基づく子育て支援サービスの拡充²を掲げており、これらの取組みを通してより良い子育て環境を実現し、仕事と子育ての両立支援や子育てしやすいまちとして市のイメージアップを図ることとしています。

² 現在の子育て計画においては、子ども・子育て支援法に基づく地域子育て支援事業として、子どもとその保護者や妊娠中の方などが、幼稚園や保育所などの施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるようサポートする「利用者支援事業」、保護者が疾病など一定の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合などに児童養護施設などで一時的に預かる「子育て短期支援事業（ショートステイ）」、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動をつなぐ「ファミリー・サポート・センター事業」を、平成31年度までに新規に実施することとしている。

(4) 計画の推進に向けた課題

① 保育所（園）の効率的かつ適正な運営の実現

全国的な少子化が叫ばれている一方で、女性の社会進出を後押しする国の施策などにより、保育所の入所児童数は増加傾向にあります。特に早くから子どもを保育所等に預けて就労する母親等の増加により、本市においても、特に3歳未満児の入所児童数がこの3年間で大きく伸びています。その結果、平成29年度に国が行った待機児童調査では、平成29年10月1日現在、本市においても0歳児及び1歳児の待機児童が生じている状況です。

今後は待機児童を解消しつつ、適切な保育需要を見極めながら効率的な運営が図れるよう、施設の再編を進める必要があります。

②安全で快適でゆとりのある保育環境の整備・改修

現在の公立保育所は、どの施設も建設から30年を超えており、突発的な修繕対応も多く、修繕などの維持管理費が増加する中で、計画的な修繕が求められています。

備品については、国の交付金を活用して平成27年度に各保育所に安全対策備品を整備したことで、保護者の安心度は一定程度向上が見られましたが、設備に関しては多くの課題を抱えています。

また、保護者用の駐車スペースが著しく不足しており、送迎時の道路混雑や事故発生のリスクなど、近隣住民の生活環境の改善や児童・保護者の安全確保などが大きな課題となっており、保護者の安心と子どもの安全かつ快適な保育環境を確保するためには必要な施設の整備を進める必要があります。

③保護者のニーズに合った多様な保育サービスの充実

延長保育、一時預かり、休日保育など、保護者が求める保育サービスは多様化していますが、本市の公立保育所のほとんどは、建設当初のままの設備であり、例えば、障害児保育を実施しているにも関わらず、施設がバリアフリー対応となっていないなど、多様な保育ニーズに対して十分な対応ができていないとは言えない状況です。

また、3歳未満児の入所児童数は全国的にも増加傾向にありますが、3歳未満児のクラス別保育を実施している施設は全国でも6割弱に留まっています³。本市においても、クラス別保育を実施するための十分なスペースがないなどの理由から、入所児童数が定員に満たないにも関わらず、3歳未満児の1居室あたりの児童の数が限界に達し、受入れができないことにより、待機児童を生じさせる要因にもなっており、クラス別保育を適切に行うための施設整備が求められます。

³ 平成24年に社会福祉法人日本保育協会が発表した「保育所における低年齢児の保育に関する調査研究報告書」によると、3歳未満児について、クラス別保育を提供している施設は全国で55.8%に留まっている。また、公立施設よりも民間施設の方がクラス別保育を実施している割合が高く、公立施設の方が混合保育を実施している割合が高い。

④子育て支援センターの適正な規模・配置の検討

本市には、地域の身近な子育て支援の拠点として、「子育て支援センター（どんぐりHOUSE）」「さかえ子育て支援センター」「松ヶ原こども館」といった施設があり、親子の遊び・交流の場の提供のほか、子育て情報の発信や子育て相談なども行っています。

このうち、唯一の直営施設である子育て支援センター（どんぐりHOUSE）は、教育委員会所管のこども相談室と建物を共用しており、親子がゆったりと過ごす場所としては、利用スペースが不足している状況です。

⑤親子や子ども同士が遊び交流できる屋内施設の整備

平成25年度に実施した「大竹市子ども子育て支援に関するニーズ調査」では、親子または子ども同士で遊べる一定の広さと遊具の充実した屋内施設を希望する声が多く寄せられています。

また、雨天時に親子や子ども同士が自由に遊ぶことのできる施設は本市にはありませんので、教育・子育て支援の観点からも、一年を通じて利用できる施設の整備は重要です。

⑥子どもたちの成長段階に応じた相談・情報提供・交流の場の整備

子育て計画では、平成31年度までに地域子育て支援事業の一つである「利用者支援事業」を実施することとしています。この事業は、子どもや保護者の身近な場所で、保育所や地域の子育て支援事業などの利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関などとの連絡調整などを行う事業であり、子育て計画の策定及び推進と並んで、子ども・子育て支援新制度の趣旨を実現するための「車の両輪」とされています。

利用者支援事業は主に子育て支援センターなど、子育て家庭にとって身近な場所（＝地域子育て支援拠点）などで実施することが示されており、本市においても、子育て家庭に寄り添った支援の実施や子育てに関する情報の発信の強化の観点からも、子育て支援センターなどで実施することが効果的と考えます。

また、母子保健法が改正され、「子育て世代包括支援センター」⁴における各種母子保健事業及び子育て支援事業の利用に関する相談・助言事業の一体的な実施が市町村の努力義務とされ、平成29年4月1日から施行されています。この子育て世代包括支援センターは、平成27年3月に策定された少子化社会対策大綱⁵に基づき、妊娠期から子育て期にわたるまで

⁴ 母子保健法（昭和40年法律第141号）における正式名称は「母子健康包括支援センター」。母子保健に関する支援に必要な実情の把握や各種相談、保健指導、関係機関との連絡調整、健康診査、助産などの母子保健事業など母子保健に関する包括的な支援を行う施設であり、平成29年4月1日施行の改正母子保健法においては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）における子育て支援事業に関する情報収集や提供、利用者に対する相談・助言事業などと一体的に行うよう努めなければならないとされている。

⁵ 少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として平成27年3月20日に閣議決定された。「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」として、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」の整備を掲げている。

の、切れ目のない総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点として、平成32年度末までに全国展開を図ることとされています。また、広島県においては、母子保健と子育て支援が一体となった総合的な相談拠点となる「ひろしま版ネウボラ⁶」の構築に取り組んでおり、モデル事業の実施を経て平成33年度以降の全県展開を目指しています。

こうした動きを踏まえ、本市においても、総合的な子育て支援の充実を図る観点から、子育て世代包括支援センターの開設について、現在、実施時期や組織等について検討しています。

⑦幼児教育・保育の推進及び幼保連携型認定こども園の検討

3歳以上の児童に対する教育の提供を行う施設に関しては、本市には私立の幼稚園1園がありますが、公立の施設はありません。

国においては、教育・保育ニーズが多様化する中で、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に関わらず子どもを受け入れることができる認定子ども園の普及を進めています。また広島県においても、都道府県における子ども・子育て支援事業計画に当たる「ひろしまファミリー夢プラン」(平成27年度～平成31年度)において、平成25年度末に39施設あった認定こども園の数を、平成31年度末に約3倍の116施設とする目標を掲げるなど、積極的な整備を進めています。

認定こども園には、幼稚園的機能と保育園的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設である「幼保連携型」、認可幼稚園が保育所的な機能を備える「幼稚園型」、認可保育所が幼稚園的機能を備える「保育所型」などの種類がありますが、このうち「幼保連携型」認定こども園の場合、3歳以上の全ての子どもが、保護者の就労状況などに関わらず同じ教育・保育を受けることができ、小学校入学時までと同じ環境を提供できるなどの利点があります。

本市においては、一部の私立保育所において認定こども園化に向けた動きがありますが、公立保育所についても、3歳以上の教育ニーズにも対応する幼保連携型認定こども園の整備について、幼稚園利用の市の需給バランスを考慮の上、検討することが求められます。

⁶ 「ネウボラ」とは、フィンランド語で「アドバイスの場所」を意味する、フィンランドにおける子育て支援施設。特に「出産・子どもネウボラ」は、妊娠期から就学前にかけての妊婦及び子育て家庭の家族全体を対象とする支援制度であり、かかりつけの保健師を中心とする切れ目のない支援のための地域拠点そのものを指す。広島県では、平成29年度以降「ひろしま版ネウボラ構築モデル事業」として県内にモデル事業実施拠点を設置するとともに、モデル事業の効果・課題検証のための会議の設置や、専門的人材の掘り起しや資質向上に向けた研修などを通じて、県独自の事業構築を図ることとしている。

3 実現したい再編の全体像（グランドデザイン）

（１）施設再編に当たっての指針

冒頭に述べたように、「今後のあり方」では、施設の再編に係る方向性として、「施設の効率化」「施設等の改善及び多機能化」「周辺環境への配慮」の3点を挙げています。

子育て計画が目指す方向性を踏まえつつ、現在の施設が抱える課題を解消するために、この基本方針では、次の2点を施設の再編の具体的な指針とします。

①公立保育所の統合及び認定こども園化の検討

保育需要を満たしつつ、効果的・効率的な保育運営を実現するため、第1段階として、なかはま保育所と立戸保育所を統合する形で、公立施設として移転新設し、認定こども園化も検討します。併せて年齢別保育の実施や各種保育サービスの充実などを図ります。大竹保育所と本町保育所の再編方法については、今後判断することとします。

②子育て関連施設の整備及び施設の多機能化

子育て支援センターを、なかはま保育所と立戸保育所を統合した施設内に移転するとともに、一部児童館的な機能を備えるなど、施設の多機能化を図ります。

（２）具体的な再編内容

①公立保育所の統合及び認定こども園化の検討

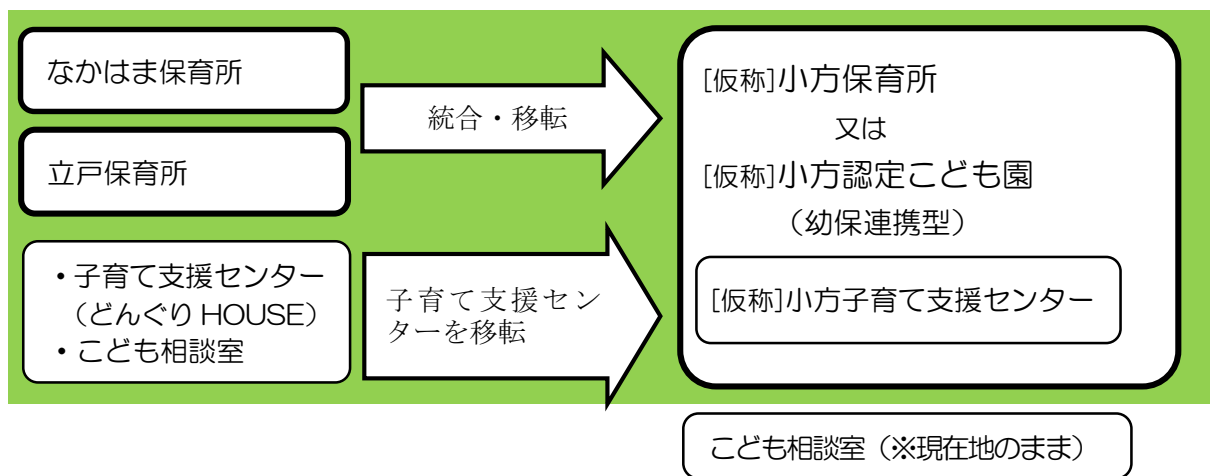
なかはま保育所と立戸保育所を統合し、新たに公立の保育所又は認定こども園として小方地区に整備します。施設の位置は、小方地区のまちづくり基本構想に基づく整備方針も踏まえ、小方中学校跡地など、小方地区の市有地を候補地として検討を進めます。なお、幼保連携型認定こども園として整備する場合は、保育の受け皿機能に重点を置きながら、3歳以上の児童が保護者の就労等の状況の変化により、それまでに通っていた施設を退所しなくてもいいように、必要最小限の幼稚園機能を備えるものとします。

なかはま保育所と立戸保育所を統合した施設では、土曜日の開所時間を平日と同じ時間に拡大するとともに、現在は私立保育所のみで行われている標準時間認定の子どもに対する延長保育事業のほか、休日保育事業の実施も検討します。また、立戸保育所及び本町保育所で行っている一時預かり事業は、引き続き実施することとします。

小方地区の施設整備後、大竹保育所及び本町保育所を再編します。再編の方法については、現段階では結論を出さず、民営化も含め施設の数や位置、保育サービスの内容、認定こども園化の有無などについて、最新の保育需要や国の動向、民間法人の動向などを踏まえて検討し、今後策定する大竹地区の施設整備計画において方向性を明らかにします。その際、大竹保育所より建築（改築含む）年次の古い本町保育所の建物については、移転新築又は建替を前提に整備することとします。

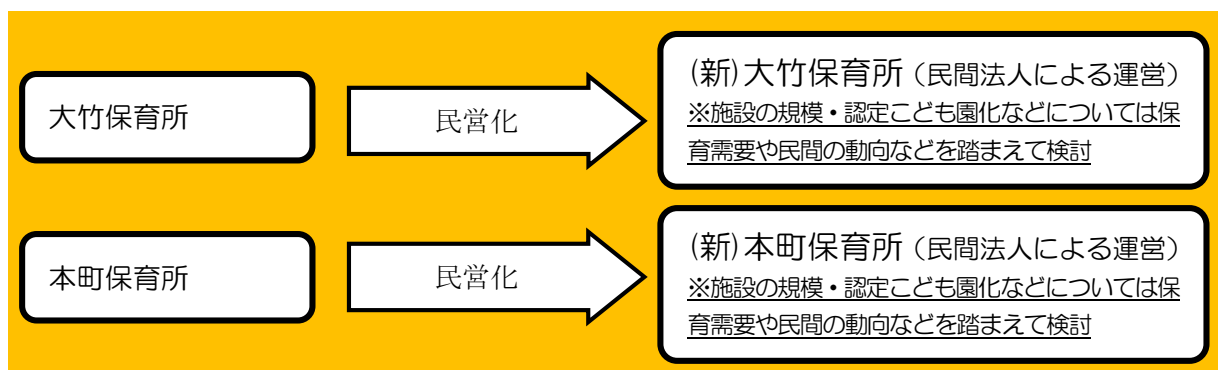
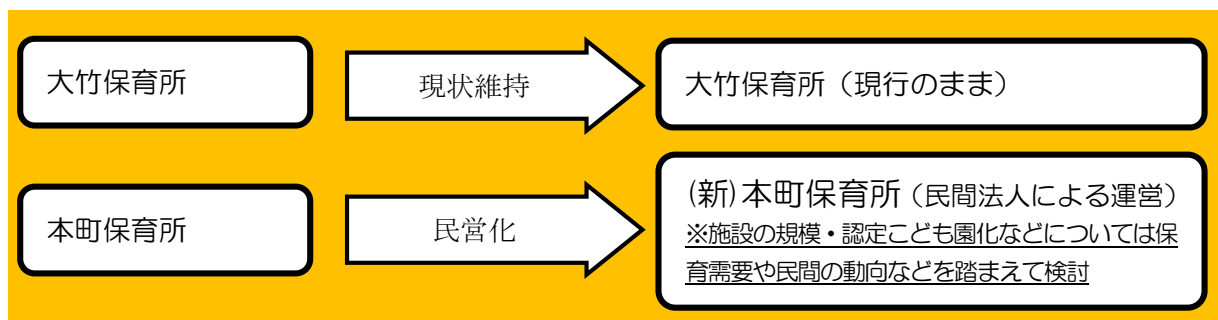
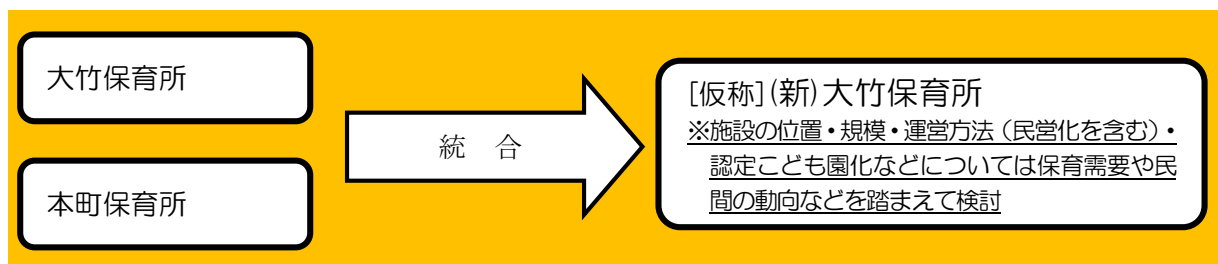
★施設の再編イメージ★

《玖波地区・小方地区》



《大竹地区》

【考えられる再編パターン】



※民間法人が運営を行う場合の整備方法については、公設、民設のいずれの場合もあり。

メリット

- 保育所などでは、施設ごとに設備の基準や子どもの数に応じた職員の配置基準などを満たす必要があることから、施設数が少ないほど、効率的な管理が可能となります。
- 年齢別の保育室を整備することで、3歳未満児の受入れが充実するため、定員割れを解消するとともに潜在的な待機児童の解消にも繋がります。
- 認定こども園として整備する場合は、保護者の就労状況やその変化に関わらず子どもを受け入れることが可能となります。
- 一定の広さの駐車場を整備することで、周辺道路の渋滞による近隣住民への影響や事故リスクが低減します。
- なかはま保育所及び立戸保育所は自然災害が発生した際の第二次避難所に指定されていますが、施設の立地上、土砂災害に対応していないことから、小方地区に移転新築することで、防災施設としての機能を備えたより安全な施設として整備することができます。
なお、移転後の避難所機能については、旧なかはま保育所は玖波中学校、旧立戸保育所は総合市民会館を想定しています。

デメリット

- なかはま保育所と立戸保育所の移転により、玖波地区の保育施設は減少します。ただし、玖波地区には私立保育所2園があることに加え、なかはま保育所を利用している児童の8割近くが小方地区の子どもであることから、大きな影響は生じないものと考えます。
- 大竹保育所と本町保育所を統合した場合、大竹地区の保育施設数は減少します。ただし、大竹保育所と本町保育所は、直線距離にすると500m弱の範囲にあり、児童の送迎手段は自家用車が多いことから、距離の面での影響は最小限に留められるものと考えます。保育需要を見極め、適切な規模の施設整備を図ることで待機児童が発生しないようにします。

②子育て関連施設の整備及び施設の多機能化

なかはま保育所と立戸保育所を統合した新施設内に、子育て支援センター（どんぐりH O U S E）を移転し、主に就学前から小学校低学年の児童を対象にした児童館的機能（児童館の役割のうち、特に「遊び」の部分）も一部追加します。また、移転後の子育て支援センターでは、子育て世代包括支援センター機能の確保について検討します。

メリット

- 子育て支援センターの規模を拡張することで、相談ブースの整備などが可能となり、子育て相談などが充実します。
- 市役所、保育施設、子育て支援センター、子育て世代包括支援センターが一定のエリア内に集約されることで、全ての子育て家庭に対するワンストップでの支援体制を確立することができます。
- 子育て支援センターに従事する職員（子育て支援員など）が、保育施設の繁忙時間など

に保育業務をフォローしたり、子育て支援センターの行事に保育施設の職員が協力するなどの人事交流や、双方の施設を相互利用するなどの連携・協力が容易になります。

- 子育て世代包括支援センター機能を備えれば、保護者が子どもや子育てに関する相談をしたい時に、個々の事情に沿った迅速かつきめ細やかな対応が可能となります。
- 小方地区は、晴海臨海公園の整備やJR小方駅の整備計画などにより、今後商業・住宅地域としての発展が期待されています。子育て支援に関する機能の集約を機に「子育てに優しいまち」のイメージアップを図ることで、大竹市の魅力を高めることに繋がります。

デメリット

- 新たな施設整備を伴うため、多額の費用がかかります。国・県の補助金や地方交付税で措置される地方債などの活用により、可能な限り財政負担の軽減に努めます。
- 現在の子育て支援センターの付近に住む利用者にとっては施設の場所が遠くなり、不便になると感じる方もいると考えられます。同じ小方地区内に整備することや、自家用車での来館が可能となるよう駐車スペースを確保すること、こいこいバスの停留所に近い場所とすることなどにより、影響が最小限となるよう努めます。

(3) その他の施設の方向性

①木野保育所（本町保育所分園）について

木野保育所は、平成15年4月に策定された「児童福祉施設再編の基本方針」及び「公立児童福祉施設の民営化について」（以下「民営化等方針」といいます。）に基づき、廃止する方向で進めていましたが、地域の意向も踏まえ、平成19年4月から本町保育所の分園とし、保育所機能を維持することとしていました。しかし、分園化の際に、当時の在籍児童の転所により児童が不在となったことから、現在まで休園が続いています。

仮に現在の施設を再開するとした場合、他の公立保育所よりも施設が古く、老朽化が激しいことから、安全かつ適切な保育環境を提供するための建替が必要となります。しかしながら、他の保育所を新たに整備していく中で、木野保育所の建替えることは、財政負担の面からも困難であることから、木野保育所の分園機能を廃止する方向で検討します。

なお、現在は建物の事務室部分を木野支所として使用しており、廃止後の建物及び土地の活用については、支所機能と併せて、地域住民の方々と協議しながら検討していきます。

②阿多田児童館について

阿多田児童館は、島しょ部である阿多田島に居住する児童のための保育所的機能も備えた施設として、平成5年に開館し、これまで運営してきました。

今後は、従来の児童館としての機能は廃止し、島内・島外で働く子育て家庭への支援の観点から、市が独自に運営する保育施設への転換を図ります。

③栗谷児童館について

栗谷児童館は、山間部である栗谷地区の児童のための施設として、昭和60年に開館しましたが、地区の児童人口の減少に伴い利用者が減少し、現在は休止中です。

今後も児童人口が急激に増加することは考えにくいことから、現在の児童館機能は廃止する方向で検討することとし、廃止後の建物及び土地の活用については、地域住民の方々と協議の上、決定します。

④松ヶ原こども館について

松ヶ原こども館は、児童館を用途変更する形で、地域の子育て支援施設として平成16年に開設され、現在は地元自治会を指定管理者とするとともに、NPO法人子育てハッピーネットほのぼのんに運営を委託しています。

平成28年7月から試験的に週3日から週5日に開館日数を拡大するとともに、土曜日の開館を実施しており、平成29年度から正式運用となりました。

特徴的なログハウス造の広い室内や大型遊具の設置、自然に囲まれた立地、地元住民との交流など、地域性を活かした独自の行事を行っており、市外からの利用も多く、開館日の拡張によって今後さらなる利用促進が見込まれています。

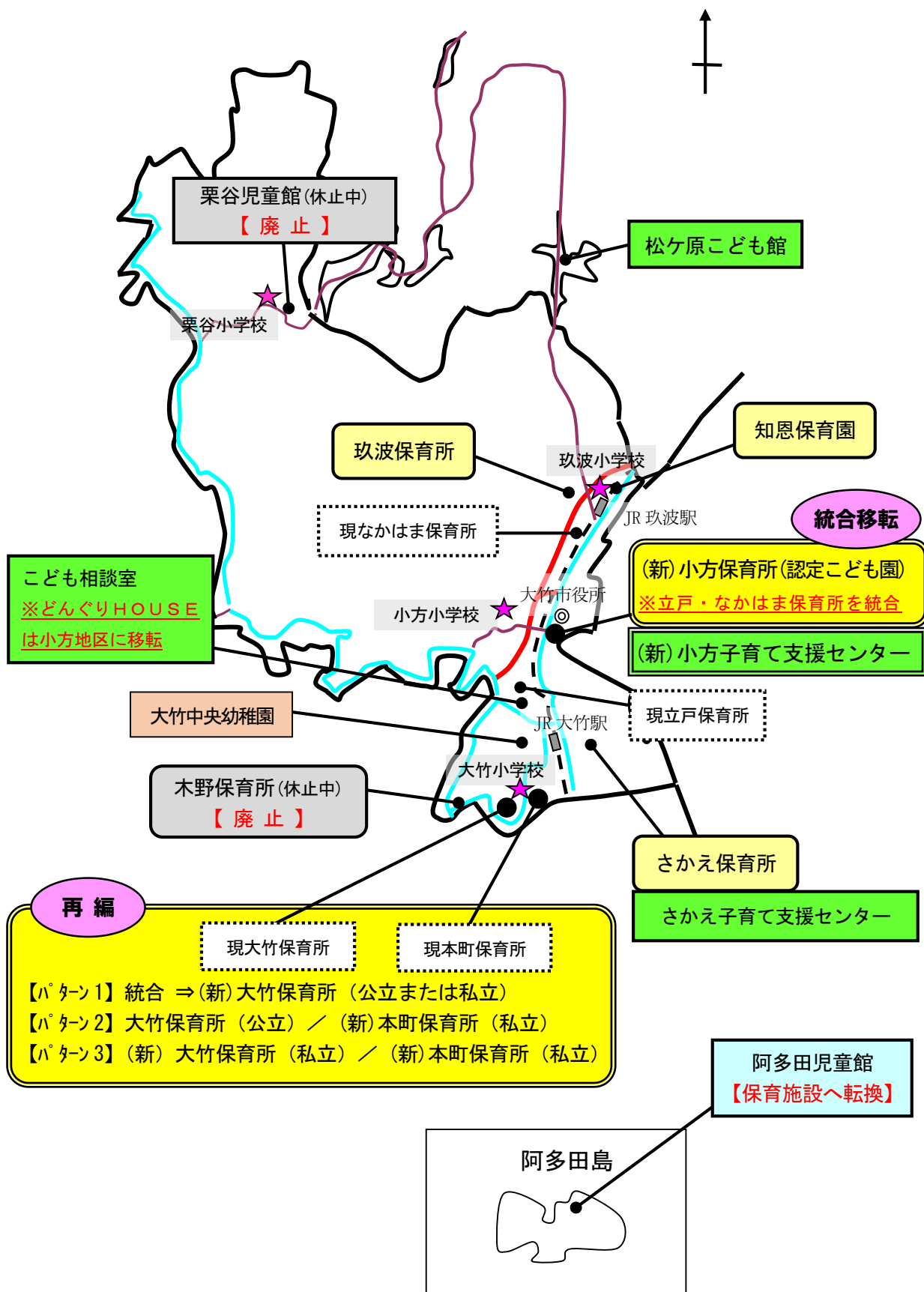
一方で、ログハウスという特殊な構造や、大型遊具の老朽化などによる維持管理の増加が懸念されており、今後は計画的な修繕などを行っていく必要があります。

⑤さかえ子育て支援センターについて

平成23年に開設され、現在さかえ保育所を運営する社会福祉法人ひまわり福祉会が、指定管理者として運営管理を行っています。同じ法人が運営するさかえ保育所に併設されていることもあって利便性が高く、子育てに関する専門的な研修を受けたスタッフによって創意工夫のあるイベントを実施しており、高い利用率を維持しています。

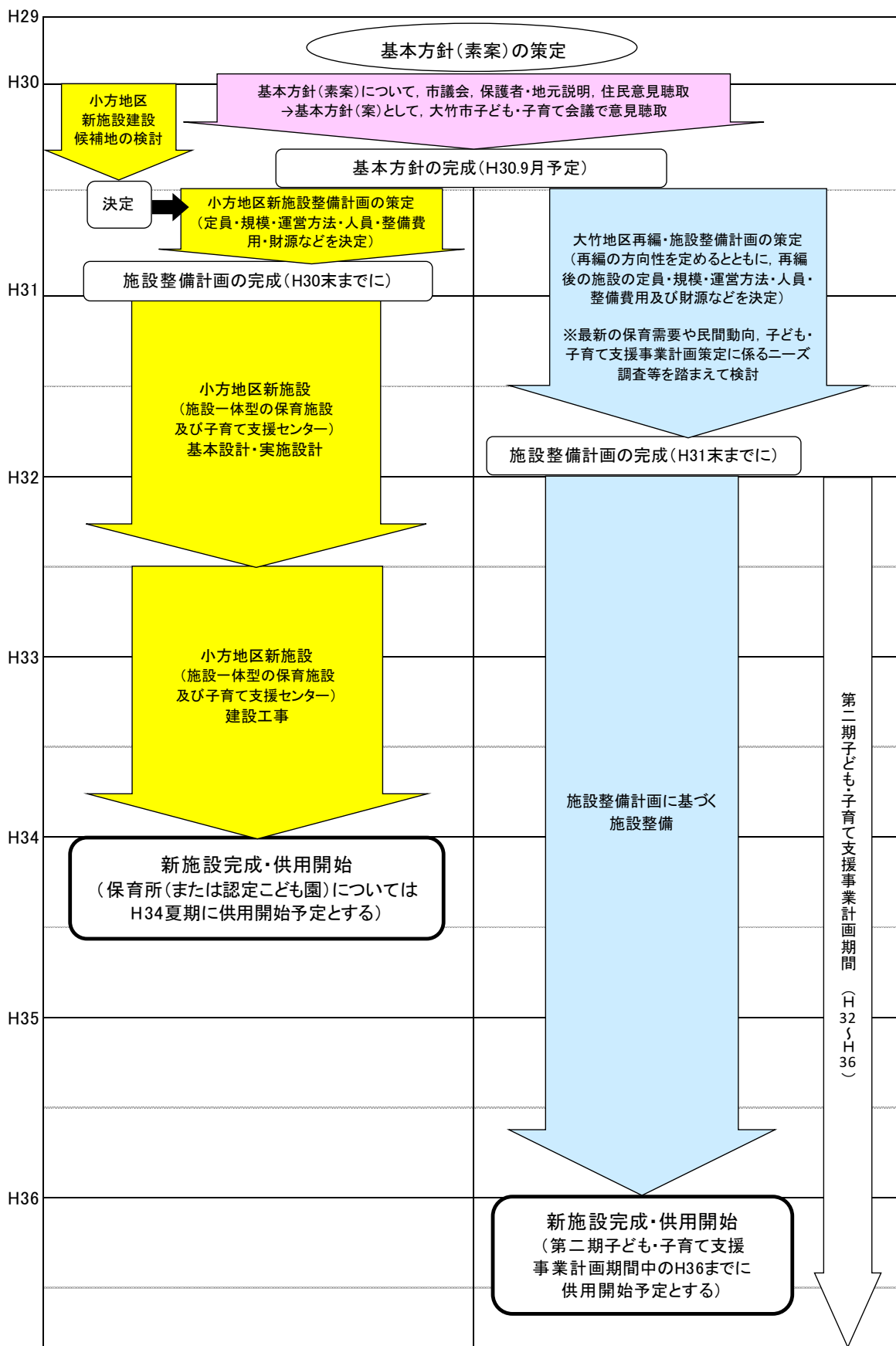
住宅密集地にあり専用の駐車場がない（保育所の駐車場と兼用）ことや、利用者の増加に対してスペースが限られていることなど、今後は施設の改善が必要となる可能性があります。

★施設再編後の公立保育所等の配置イメージ



4 施設の再編の進め方

(1) 保育所の再編に係るスケジュール（案）



※ 上記スケジュールは現時点での検討の目安であり、今後策定する小方・大竹地区の各施設整備計画において具体的時期を明示します。

なかはま保育所及び立戸保育所の再編を先に行う理由は、公立保育所の中でなかはま保育所が最も古く、安全確保の観点からも早期に取り組む必要があることや、立戸保育所の送迎時の道路渋滞の解消が喫緊の課題であること、岩国大竹道路の建設に際し、今後の小方地区のまちのあり方が決まっていく中で、早期の取り組みが求められることなどが挙げられます。

なお、7ページの(2)①で述べたように、大竹保育所及び本町保育所の再編に関しては、再編後の施設の数、規模や位置、運営方法、保育サービスの内容、認定こども園とするかどうかなどについて、最新の保育需要や国の動向、民間法人の動向などを踏まえて検討することとします。

(2) 再編に当たって考慮すべきこと

①民間の保育機能を含めた市全体の保育量の確保

現在市内にある3つの私立保育所は、全て社会福祉法人が運営していますが、今後の入所児童数の増加によっては、各法人において新たな保育施設などの整備を進める可能性もあります。

また、国においては、子育てしながら就労しやすい環境づくりを促進するため、民間事業所の従業員の子どもを中心に保育を行う企業主導型保育の普及が平成27年度から進められています。

施設の再編を進める上では、こうした民間の動きも考慮しながら、市全体で保育の受け皿を確保していくことが重要です。

②運営費の効率化

施設の再編に伴い、施設ごとに配置されている所長などの役職の数が減少しますので、人件費の抑制を図ることができます。一方で、保育サービスの拡充などによって公立保育所の運営費が増幅する可能性がありますので、保育需要を適切に見極め、過大な定員を設定しないようにするとともに、可能な限り維持管理費の節減に努め、より効率的な運営を図ります。

加えて、給食調理についても、再編後の公立保育所の数により、民間委託の可能性を検討します。

なお、大竹保育所及び本町保育所を公立保育所として統合した場合、民間法人による保育事業の拡大などの動向によっては、現在の2施設を合わせた定員や施設よりも小規模とすることが可能となる場合もあります。

③基本方針の周知及び意見聴取

施設の再編は、単に数を減らして経費を削減することが目的ではありません。子育て計画に基づき、市が理想とする保育サービスを実現し、子育て支援を強力に推し進めることが最大の目的であり、全ての保育所の統廃合・民営化を行うことを柱とした民営化等方針との大きな違いです。

基本方針の考え方については、市民の代表である市議会をはじめ、保護者の方々や地域の方々などに対して、その目的や理念などを丁寧に説明していくとともに、市広報などを通じて、市民全体に向けて浸透を図ります。

また、市議会や保護者の方々などのほか、地域子ども・子育て支援法に基づき設置された太竹市子ども・子育て会議⁷での意見聴取やパブリックコメント⁸の実施などを通じて、幅広く意見を聴きながら、より良いものにしていきたいと考えています。

④環境変化に対する児童の負担軽減

小方地区については、平成34年度中に新施設を供用開始する場合、平成30年4月時点でなかはま保育所及び立戸保育所に在籍している児童のうち、新施設への異動などの影響を受ける児童は0歳児～1歳児となります。

大竹地区については、スケジュール案では、平成31年度中に施設整備計画を策定し、遅くとも平成36年度中の供用開始に向けて具体的な再編の方向性を決めることとしています。平成31年4月時点で大竹保育所及び本町保育所に在籍している児童のうち、どの年齢児までが異動などの影響を受けるかは、再編後の施設の供用開始時期によります。

これらの対象児童の保護者に対しては、特に入念な説明を行うこととします。また、新規の保育所入所受付時にも、再編に関しての事前説明を行うことを徹底していきます。

なお、供用開始の時期については、保育所の年間スケジュール上、新入所や年齢クラスが変わる春期や、卒園を控えた2～3月頃、行事の多い秋期を避けるため、夏期または10月下旬～11月頃が望ましいと考えています。

★施設の整備時期と児童年齢

H30	基本方針完成（小方地区再編方向性の公表）						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
H31	大竹地区施設整備計画完成（再編方向性の公表）					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	卒園
H32				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	卒園		
H33			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	卒園			
H34	小方新施設供用開始		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	卒園			
H35		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	卒園				
H36	大竹地区再編完了 ^(※)	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	卒園					

(※)平成31年4月時点で大竹保育所及び本町保育所に在籍している児童のうち、大竹地区再編の影響を受ける児童年齢は、再編後の施設の供用開始時期による。

⁷ 子ども・子育て支援法に基づく市の附属機関として市が設置する合議制の機関。保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、事業主や労働者の代表などによって構成される。保育所などの利用定員の設定や、子育て計画の内容の変更、その他市の子ども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項や実施状況を調査審議することを目的とする。

⁸ 行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図ることを目的として、条例などの制定や各種計画の策定などに際し、事前に広く市民から意見、情報を募集する続きのこと。

⑤財政負担の軽減

保育所や認定こども園の建設には、例えば小方地区に子育て支援センターを併設する定員180人規模の保育所又は認定こども園を整備する場合、施設建設費として、概算で約5～6億円の費用が見込まれます⁹。

子育て支援センターの整備については、国の次世代育成支援対策施設整備交付金¹⁰の活用が見込まれますが、公立の保育施設の整備に係る費用は一般財源化されており、国の補助金がないことから、公共施設等適正管理推進事業債¹¹などの地方交付税で措置される地方債等、地方債を活用した整備を検討するとともに、活用可能な補助財源について研究を進めます。また、移転後の旧保育所用地について、保育所の用途廃止後、普通財産に分類換えし、再編に必要な経費に係る財源確保を目的として、売却することも検討していきます。

なお、子育て世代包括支援センター機能については、同センターでの実施をする場合は、利用者支援事業の運営費が子ども・子育て支援交付金¹²の交付対象となっています。

⁹ 小方地区の施設整備に係る概算費用については、独立行政法人福祉医療機構が公表している平成28年度の保育所の定員1人当たりの全国平均建設単価(2,706,000円)を基に算出している。(ただし外構費用等は含まない)

¹⁰ 次世代育成支援対策を推進するために市が策定する整備計画に基づいて実施される、児童厚生施設や子育て支援拠点施設などの新設・増改築・大規模修繕などに対する交付金。

¹¹ 公共施設等の集約化や複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、施設の延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業や他用途への転用事業等に充当される地方債。充当率90%で交付税措置あり。公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業が対象となる。(対象期間：平成29年度～平成33年度)

¹² 子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的として、子育て計画に基づき実施される地域子育て支援事業に要する経費に充てるための交付金。平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始されたことに伴い、それまで厚生労働省と文部科学省に所管が分かれていた各種補助金などを内閣府所管の交付金として一本化する形で創設された。

5 おわりに

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、従来の保育所などに加えて、通常の保育所よりも少ない定員や規模の小さい施設で保育を行う「小規模保育」や「家庭的保育」、企業などの事業所が保育施設を運営する「事業所内保育」などの地域型保育など、多様な保育形態が制度化されました。

これらは元々、主に都市部における待機児童解消のための施策という要素が強いものですが、女性の就労促進などによる保育需要の高まりにより、本市においても、従来どおりの内容や規模のまま保育所を運営していくことが難しい状況となっています。

こうした中で、本市においては、公立保育所の機能を一定程度維持しつつ、多様な保育形態の活用や、民間における保育など、市全体で保育の受け皿を確実に整備していくことが重要であると考えています。

一方で、全国的な少子化傾向の中で、まちの活力を維持していくためには、保育だけでなく本市の子育て支援全般を充実させることで、まちの魅力を一層高めていくことが求められます。例えば、保育所や子育て関連施設だけでなく、他の公共施設や地域の集会所、市内にある店舗など、市民が利用するすべての施設が、子どもや子育て家庭に優しい施設となることで、「大竹＝子育てに優しいまち」というイメージを確立するなど、市内外に対してPRできるような魅力づくりが求められていると考えます。

今回の再編を、単なる施設整備の視点で終わらせずに、市民の皆様に本市の子育ての現状を知ってもらい、市全体で子育てに優しいまちづくりに取り組む機運を醸成する機会にしたいと考えています。

市民全体が一体となって、子育て計画が目指す将来像「子育てしてみたいまち おおたけ」を実現していくための大きな土台となり、同時にわがまちプランが目指す「住みたい、住んでよかったと感じるまち」の実現に向けた大きな一歩となることを願い、この基本方針を策定します。

大竹市公立保育所等再編基本方針(素案)



発行年月:平成30年3月

発行・編集:大竹市役所 健康福祉部 福祉課

〒739-0692 広島県大竹市小方1丁目11番1号

Tel:0827-59-2148

Fax:0827-57-7185

E-mail:fukushi@city.otake.hiroshima.jp